

## 第6回大空町農業委員会総会議事録

令和2年12月22日第6回大空町農業委員会総会は、大空町役場3階1号会議室に招集された。

### 1. 委員の出欠状況

#### (1) 出席者

1番 小川 一 浩	2番 上 田 英 樹	4番 佐 藤 廣 治
5番 斎 藤 宏 幸	6番 森 賀 祐 司	7番 伊 藤 博 幸
8番 長 尾 照 幸	9番 渡 邊 恵 二	10番 福 田 重 幸
11番 真 鍋 剛	13番 福 田 英 信	14番 原 本 勝 広
15番 遠 藤 哲 也	16番 石 原 せつえ	17番 佐 野 一 義
18番 渡 辺 誠	19番 高 橋 敬 義	20番 佐久間 仁
21番 仲 西 政 克	22番 岡 本 シゲ子	23番 丹 羽 真 治
24番 石 田 正 俊		

#### (2) 欠席者

3番 森 英 章	12番 増 子 昭 雄
----------	-------------

### 2. 職員等の出欠状況

事務局長 井上 透	主 事 片山 樹弥	主事補 河面 玲央
-----------	-----------	-----------

第6回大空町農業委員会総会議事録

午後2時30分

井上局長	<p>ご案内の時間がまいりましたので、ただ今から大空町農業委員会第6回総会をはじめたいと思います。</p> <p>会議日程2 大空町農業委員会憲章の朗読につきまして、新型コロナウイルス感染症対策の観点から割愛させていただきますので、ご了承をお願いいたします。</p>
井上局長	<p>次に、石田会長よりごあいさつ申し上げます。</p>
石田会長	<p>皆さんこんにちは。</p> <p>本日委員の皆様におかれましては、師走を迎え何かとお忙しい中、また、コロナ禍で自粛されている中での農業委員会の出席、誠にありがとうございます。</p> <p>先程事務局長からもありましたけれども、コロナの影響で農業委員会の事務所が二週間閉鎖しまして、事務作業等滞りまして皆様にご迷惑かけたことを、この場をお借りしてお詫び申し上げます。どうもすみませんでした。</p> <p>遅くなりましたが、先程私と丹羽代理と渡邊農政部長、井上事務局長とで、町長に農業委員会要望書を提出して参りましたことをご報告申し上げます。</p> <p>最近の農業の近況といたしまして、女満別地区の事になりますが、ビートの出荷作業も終盤を迎えておりまして、24日には運搬が終了するとのことでございます。</p> <p>収量につきましては、当初干ばつの影響もありまして大きく落ち込むのではないかとおそれましたが、概算であります収量は6,900キロ、糖分は17%位と平年を上回る出来ということでございます。</p> <p>今年の作柄といたしましては、全般的に小豆・加工芋等価格と販売が低迷しておりますが、全体で見ますとまずまずの作柄で良い出来秋を迎えたことと思っております。</p> <p>またこの冬の天候につきましては、網走地方・十勝地方では雪が少なく厳しい寒さとなっておりますので、土壌凍結も順調に進んでいるようですので、来年度も今年と同様に野良芋の少ない年になるのではないかと期待しているところであります。</p> <p>また本日の総会ですが、議案が多く時間が長くなると思いますが、委員の皆様には慎重審議のほうよろしくをお願いいたします。</p>

井上局長	<p>この際活動状況報告を行います。 事務局長。</p> <p>10月27日開催の第4回総会後の活動状況報告を、お手元に配布の資料により説明いたします。 (活動状況報告説明)</p>
石田会長	<p>ただ今より第6回農業委員会総会を開催いたします。 (午後2時36分)</p> <p>ただちに本日の会議を開きます。 諸般の報告をいたさせます。 事務局長。</p>
井上局長	<p>ただいまの出席委員は、22名であります。 増子委員、森委員から欠席の旨の連絡がありました。 「大空町農業委員会会議規則第7条」の規定による在任する委員の過半数が出席していますので総会は成立しております。 本総会に提出された案件は、議案第1号から議案第7号までの合計77件であります。 以上でございます。</p>
石田会長	<p>議事録署名委員の指名を行います。 議事録署名委員は「会議規則第14条第2項」の規定に基づき議長において、9番渡邊恵二委員、10番福田重幸委員を指名いたします。 議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題とします。 所有権移転関係1番について、提案理由の説明を求めます。 片山主事。</p>
片山主事	<p>議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」次のとおり、農地法（昭和27年法律第229号）第3条の規定による許可申請があったので、その可否について委員会の意見を求める。令和2年12月22日提出 大空町農業委員会会長 石田正俊。</p> <p><b>【議案第1号所有権移転関係1番朗読】</b> この件につきましては、譲受人の規模拡大に伴う新規案件となります。図面については、1ページに掲載をしております。</p>

	<p>農地法第3条第2項の許可できない項目に該当していないことを確認しておりますので、ご審議願います。</p> <p>以上です。</p>
石田会長	<p>この件について、第5地区委員長より補足説明があればお願いします。</p>
委員長	<p>当案件につきましては、ただ今の事務局の説明のとおりです。</p> <p>譲受人については、意欲的に営農しており、今までの作付け、利用形態が変わるものではなく、周辺農地への影響はないと思われま</p> <p>以上です。</p>
石田会長	<p>これより所有権移転関係1番について質疑に入ります。</p>
委員	<p>(なしの声)</p>
石田会長	<p>これにて質疑を終了いたします。</p> <p>これより議案第1号所有権移転関係1番について採決します。</p> <p>本案は、原案のとおり決するにご異議ありませんか。</p>
委員	<p>(異議なしの声)</p>
石田会長	<p>ご異議なしと認めます。よって本案は、原案のとおり決しました。</p> <p>次に所有権移転関係2番について、提案理由の説明を求めます。</p> <p>片山主事。</p>
片山主事	<p><b>【議案第1号所有権移転関係2番朗読】</b></p> <p>この件につきましては、譲受人の規模拡大に伴う新規案件となります。図面については、2ページに掲載をしております。</p> <p>農地法第3条第2項の許可できない項目に該当していないことを確認しておりますので、ご審議願います。</p> <p>以上です。</p>
石田会長	<p>この件について、第5地区委員長より補足説明があればお願いします。</p>
委員長	<p>当案件につきましては、ただ今の事務局の説明のとおりです。</p> <p>譲受人については、意欲的に営農しており、今までの作付け、利用</p>

	<p>形態が変わるものではなく、周辺農地への影響はないと思われま す。 以上です。</p>
石田会長	<p>これより所有権移転関係 2 番について質疑に入ります。</p>
委員	<p>(なしの声)</p>
石田会長	<p>これにて質疑を終了いたします。 これより議案第 1 号所有権移転関係 2 番について採決します。 本案は、原案のとおり決するにご異議ありませんか。</p>
委員	<p>(異議なしの声)</p>
石田会長	<p>ご異議なしと認めます。よって本案は、原案のとおり決しました。 次に利用権設定関係 1 番について、提案理由の説明を求めます。 片山主事。</p>
片山主事	<p><b>【議案第 1 号利用権設定関係 1 番朗読】</b> この件につきましては、新規案件となります。図面については、3 ページに掲載をしております。 農地法第 3 条第 2 項の許可できない項目に該当していないことを確 認しておりますので、ご審議願います。 以上です。</p>
石田会長	<p>この件について、第 3 地区委員長より補足説明があればお願いしま す。</p>
委員長	<p>当案件につきましては、ただ今の事務局の説明のとおりです。 借主については、意欲的に営農しており、今までの作付け、利用形 態が変わるものではなく、周辺農地への影響はないと思われま す。 以上です。</p>
石田会長	<p>これより利用権設定関係 1 番について質疑に入ります。</p>
委員	<p>(なしの声)</p>
石田会長	<p>これにて質疑を終了いたします。(なしの場合も) これより議案第 1 号利用権設定関係 1 番について採決します。</p>

委員	<p>本案は、原案のとおり決するにご異議ありませんか。</p> <p>(異議なしの声)</p>
石田会長	<p>ご異議なしと認めます。よって本案は、原案のとおり決しました。次に利用権設定関係 2 番及び 3 番について、借主が同一ですので、一括して提案理由の説明を求めます。</p> <p>片山主事。</p>
片山主事	<p><b>【議案第 1 号利用権設定関係 2 番及び 3 番朗読】</b></p> <p>この件につきましては、経営移譲に伴い、2 番は祖父と孫、3 番は曾祖父と曾孫の使用貸借の権利の設定案件です。そのため、図面を省略しております。</p> <p>農地法第 3 条第 2 項の許可できない項目に該当していないことを確認しておりますので、ご審議願います。</p> <p>以上です。</p>
石田会長	<p>この件について、第 2 地区委員長より補足説明があればお願いします。</p>
委員長	<p>当案件につきましては、ただ今の事務局の説明のとおりです。</p> <p>借主については、意欲的に営農しており、今までの作付け、利用形態が変わるものではなく、周辺農地への影響はないと思われま</p> <p>以上です。</p>
石田会長	<p>これより利用権設定関係 2 番及び 3 番について質疑に入ります。</p>
委員	<p>(なしの声)</p>
石田会長	<p>これにて質疑を終了いたします。</p> <p>これより議案第 1 号利用権設定関係 2 番及び 3 番について採決します。</p> <p>本案は、原案のとおり決するにご異議ありませんか。</p>
委員	<p>(異議なしの声)</p>
石田会長	<p>ご異議なしと認めます。よって本案は、原案のとおり決しました。次に利用権設定関係 4 番について、提案理由の説明を求めます。</p>

片山主事	<p>片山主事。</p> <p><b>【議案第1号利用権設定関係4番朗読】</b></p> <p>この件につきましては、経営移譲に伴う親子間の使用貸借の権利の設定案件です。そのため、図面を省略しております。</p> <p>農地法第3条第2項の許可できない項目に該当していないことを確認しておりますので、ご審議願います。</p> <p>以上です。</p>
石田会長	<p>この件について、第3地区委員長より補足説明があればお願いします。</p>
委員長	<p>当案件につきましては、ただ今の事務局の説明のとおりです。</p> <p>借主については、意欲的に営農しており、今までの作付け、利用形態が変わるものではなく、周辺農地への影響はないと思われま</p> <p>以上です。</p>
石田会長	<p>これより利用権設定関係4番について質疑に入ります。</p>
委員	<p>(なしの声)</p>
石田会長	<p>これにて質疑を終了いたします。</p> <p>これより議案第1号利用権設定関係4番について採決します。</p> <p>本案は、原案のとおり決めるにご異議ありませんか。</p>
委員	<p>(異議なしの声)</p>
石田会長	<p>ご異議なしと認めます。よって本案は、原案のとおり決しました。</p> <p>次に利用権設定関係5番及び6番について、借主が同一ですので、一括して提案理由の説明を求めます。</p> <p>片山主事。</p>
片山主事	<p><b>【議案第1号利用権設定関係5番及び6番朗読】</b></p> <p>この件につきましては、経営移譲に伴う親子間の使用貸借の権利の設定案件です。</p> <p>そのため、図面を省略しております。</p> <p>農地法第3条第2項の許可できない項目に該当していないことを確認しておりますので、ご審議願います。</p>

	<p>以上です。</p>
石田会長	<p>この件について、第3地区委員長より補足説明があればお願いします。</p>
委員長	<p>当案件につきましては、ただ今の事務局の説明のとおりです。 借主については、意欲的に営農しており、今までの作付け、利用形態が変わるものではなく、周辺農地への影響はないと思われま す。 以上です。</p>
石田会長	<p>これより利用権設定関係5番及び6番について質疑に入ります。</p>
委員	<p>(なしの声)</p>
石田会長	<p>これにて質疑を終了いたします。 これより議案第1号利用権設定関係5番及び6番について採決しま す。 本案は、原案のとおり決するにご異議ありませんか。</p>
委員	<p>(異議なしの声)</p>
石田会長	<p>ご異議なしと認めます。よって本案は、原案のとおり決しました。 次に利用権設定関係7番について、提案理由の説明を求めます。 片山主事。</p>
片山主事	<p><b>【議案第1号利用権設定関係7番朗読】</b> この件につきましては、経営移譲に伴う親子間の使用貸借の権利の 設定案件です。そのため、図面を省略しております。 農地法第3条第2項の許可できない項目に該当していないことを確 認しておりますので、ご審議願います。 以上です。</p>
石田会長	<p>この件について、第4地区委員長より補足説明があればお願いします。</p>
委員長	<p>当案件につきましては、ただ今の事務局の説明のとおりです。 借主については、意欲的に営農しており、今までの作付け、利用形 態が変わるものではなく、周辺農地への影響はないと思われま す。</p>



	<p>以上です。</p>
石田会長	<p>これより利用権設定関係 7 番について質疑に入ります。</p>
委員	<p>(なしの声)</p>
石田会長	<p>これにて質疑を終了いたします。 これより議案第 1 号利用権設定関係 7 番について採決します。 本案は、原案のとおり決するにご異議ありませんか。</p>
委員	<p>(異議なしの声)</p>
石田会長	<p>ご異議なしと認めます。よって本案は、原案のとおり決しました。 次に利用権設定関係 8 番について、提案理由の説明を求めます。 片山主事。</p>
片山主事	<p><b>【議案第 1 号利用権設定関係 8 番朗読】</b> この件につきましては、経営移譲に伴う親子間の使用貸借の権利の設定案件です。そのため、図面を省略しております。 農地法第 3 条第 2 項の許可できない項目に該当していないことを確認しておりますので、ご審議願います。 以上です。</p>
石田会長	<p>この件について、第 4 地区委員長より補足説明があればお願いします。</p>
委員長	<p>当案件につきましては、ただ今の事務局の説明のとおりです。 借主については、意欲的に営農しており、今までの作付け、利用形態が変わるものではなく、周辺農地への影響はないと思われます。 以上です。</p>
石田会長	<p>これより利用権設定関係 8 番について質疑に入ります。</p>
委員	<p>(なしの声)</p>
石田会長	<p>これにて質疑を終了いたします。 これより議案第 1 号利用権設定関係 8 番について採決します。 本案は、原案のとおり決するにご異議ありませんか。</p>

委員	(異議なしの声)
石田会長	ご異議なしと認めます。よって本案は、原案のとおり決しました。次に利用権設定関係 9 番及び 10 番について、借主が同一ですので、一括して提案理由の説明を求めます。 片山主事。
片山主事	<b>【議案第 1 号利用権設定関係 9 番及び 10 番朗読】</b> この件につきましては、経営移譲に伴い 9 番は親子間、10 番は祖父と孫の使用貸借です。そのため、図面を省略しております。 農地法第 3 条第 2 項の許可できない項目に該当していないことを確認しておりますので、ご審議願います。 以上です。
石田会長	この件について、第 4 地区委員長より補足説明があればお願いします。
委員長	当案件につきましては、ただ今の事務局の説明のとおりです。 借主については、意欲的に営農しており、今までの作付け、利用形態が変わるものではなく、周辺農地への影響はないと思われます。 以上です。
石田会長	これより利用権設定関係 9 番及び 10 番について質疑に入ります。
委員	(なしの声)
石田会長	これにて質疑を終了いたします。 これより議案第 1 号利用権設定関係 9 番及び 10 番について採決します。 本案は、原案のとおり決するにご異議ありませんか。
委員	(異議なしの声)
石田会長	ご異議なしと認めます。よって本案は、原案のとおり決しました。次に利用権設定関係 11 番について、提案理由の説明を求めます。 片山主事。
片山主事	<b>【議案第 1 号利用権設定関係 11 番朗読】</b>

	<p>この件につきましては、経営移譲に伴う親子間の使用貸借の権利の設定案件です。そのため、図面を省略しております。</p> <p>農地法第3条第2項の許可できない項目に該当していないことを確認しておりますので、ご審議願います。</p> <p>以上です。</p>
石田会長	<p>この件について、第4地区委員長より補足説明があればお願いいたします。</p>
委員長	<p>当案件につきましては、ただ今の事務局の説明のとおりです。</p> <p>借主については、意欲的に営農しており、今までの作付け、利用形態が変わるものではなく、周辺農地への影響はないと思われま</p> <p>以上です。</p>
石田会長	<p>これより利用権設定関係11番について質疑に入ります。</p>
委員	<p>すみません、土地の面積にある数字と経営面積の所の数字がちょっと違うんですけど、両方とも正しいんでしょうか？</p>
石田会長	<p>暫時休憩とします。</p> <p style="text-align: right;">(午後3時00分)</p>
石田会長	<p>休憩前に引き続き会議を再開します。</p> <p style="text-align: right;">(午後3時02分)</p>
片山主事	<p>先程の11番の案件でしたが、左側の括弧書きの数字が合っておりまして、経営面積の正しい数字が288,012.63平米でございました。</p> <p>大変申し訳ございませんでした。</p>
石田会長	<p>〇〇委員、よろしいでしょうか。</p> <p>他にどなたか質疑ありますか。</p>
委員	<p>(なしの声)</p>
石田会長	<p>これにて質疑を終了いたします。</p> <p>これより議案第1号利用権設定関係11番について採決します。</p> <p>本案は、原案のとおり決するにご異議ありませんか。</p>

委員	(異議なしの声)
石田会長	ご異議なしと認めます。よって本案は、原案のとおり決しました。次に利用権設定関係 1 2 番について、提案理由の説明を求めます。片山主事。
片山主事	<p>【議案第 1 号利用権設定関係 1 2 番朗読】</p> <p>この件につきましては、経営移譲に伴う親子間の使用貸借の権利の設定案件です。そのため、図面を省略しております。</p> <p>農地法第 3 条第 2 項の許可できない項目に該当していないことを確認しておりますので、ご審議願います。</p> <p>以上です。</p>
石田会長	この件について、第 5 地区委員長より補足説明があればお願いします。
委員長	<p>当案件につきましては、ただ今の事務局の説明のとおりです。</p> <p>借主については、意欲的に営農しており、今までの作付け、利用形態が変わるものではなく、周辺農地への影響はないと思われま</p> <p>以上です。</p>
石田会長	これより利用権設定関係 1 2 番について質疑に入ります。
委員	(なしの声)
石田会長	これにて質疑を終了いたします。これより議案第 1 号利用権設定関係 1 2 番について採決します。本案は、原案のとおり決するにご異議ありませんか。
委員	(異議なしの声)
石田会長	ご異議なしと認めます。よって本案は、原案のとおり決しました。次に利用権設定関係 1 3 番及び 1 4 番について、借主が同一ですので、一括して提案理由の説明を求めます。片山主事。
片山主事	<p>【議案第 1 号利用権設定関係 1 3 番及び 1 4 番朗読】</p> <p>この件につきましては、経営移譲に伴い、1 3 番は祖父と孫との間</p>

	<p>の使用貸借の権利設定案件です。14番は祖父が賃借していた土地を孫が引き続き賃借する賃貸借の権利設定案件です。そのため、図面を省略しております。</p> <p>農地法第3条第2項の許可できない項目に該当していないことを確認しておりますので、ご審議願います。</p> <p>以上です。</p>
石田会長	<p>この件について、第5地区委員長より補足説明があればお願いします。</p>
委員長	<p>当案件につきましては、ただ今の事務局の説明のとおりです。</p> <p>借主については、意欲的に営農しており、今までの作付け、利用形態が変わるものではなく、周辺農地への影響はないと思われま</p> <p>以上です。</p>
石田会長	<p>これより利用権設定関係13番及び14番について質疑に入ります。</p>
委員	<p>(なしの声)</p>
石田会長	<p>これにて質疑を終了いたします。</p> <p>これより議案第1号利用権設定関係13番及び14番について採決</p> <p>します。</p> <p>本案は、原案のとおり決するにご異議ありませんか。</p>
委員	<p>(異議なしの声)</p>
石田会長	<p>ご異議なしと認めます。よって本案は、原案のとおり決しました。</p> <p>次に利用権設定関係15番について、提案理由の説明を求めます。</p> <p>片山主事。</p>
片山主事	<p><b>【議案第1号利用権設定関係15番朗読】</b></p> <p>この件につきましては、経営移譲に伴う親子間の使用貸借の権利の設定案件です。そのため、図面を省略しております。</p> <p>農地法第3条第2項の許可できない項目に該当していないことを確認しておりますので、ご審議願います。</p> <p>以上です。</p>

石田会長	この件について、第5地区委員長より補足説明があればお願いします。
委員長	当案件につきましては、ただ今の事務局の説明のとおりです。 借主については、意欲的に営農しており、今までの作付け、利用形態が変わるものではなく、周辺農地への影響はないと思われま す。 以上です。
石田会長	これより利用権設定関係15番について質疑に入ります。
委員	(なしの声)
石田会長	これにて質疑を終了いたします。 これより議案第1号利用権設定関係15番について採決します。 本案は、原案のとおり決するにご異議ありませんか。
委員	(異議なしの声)
石田会長	ご異議なしと認めます。よって本案は、原案のとおり決しました。 次に利用権設定関係16番及び17番について、借主が同一です ので、一括して提案理由の説明を求めます。 片山主事。
片山主事	<b>【議案第1号利用権設定関係16番及び17番朗読】</b> この件につきましては、経営移譲に伴い、16番は親子間、17番 は祖母と孫の使用貸借です。そのため、図面を省略しております。 農地法第3条第2項の許可できない項目に該当していないことを確 認しておりますので、ご審議願います。 以上です。
石田会長	この件について、第5地区委員長より補足説明があればお願いします。
委員長	当案件につきましては、ただ今の事務局の説明のとおりです。 借主については、意欲的に営農しており、今までの作付け、利用形 態が変わるものではなく、周辺農地への影響はないと思われま す。 以上です。

石田会長	これより利用権設定関係 1 6 番及び 1 7 番について質疑に入ります。
委員	(なしの声)
石田会長	これにて質疑を終了いたします。 これより議案第 1 号利用権設定関係 1 6 番及び 1 7 番について採決します。 本案は、原案のとおり決するにご異議ありませんか。
委員	(異議なしの声)
石田会長	ご異議なしと認めます。よって本案は、原案のとおり決しました。 次に議案第 2 号「農地法第 5 条の規定による許可申請について」を議題とします。 利用権設定関係 1 番について、提案理由の説明を求めます。 片山主事。
片山主事	<p>議案第 2 号「農地法第 5 条の規定による許可申請について」次のとおり農地法（昭和 2 7 年法律第 2 2 9 号）第 5 条の規定に基づき農地の転用許可申請があったので、その可否について委員会の意見を求める。令和 2 年 1 2 月 2 2 日提出 大空町農業委員会会長 石田正俊。</p> <p><b>【議案第 2 号利用権設定関係 1 番朗読】</b></p> <p>この件につきましては、農地に農業用住宅を建設したいとの農地転用の申請があったものです。</p> <p>第 4 地区農業委員さんにより、1 1 月 1 8 日に現地確認をしており、既存施設の隣接地であるため転用はやむを得ないという判断をいただいております。</p> <p>また、農地法第 5 条第 2 項の許可できない項目に該当していないことを確認しております。図面については、4 ページから 7 ページに掲載しております。</p> <p>農地法第 5 条第 2 項の許可できない項目に該当していないことを確認しておりますので、ご審議願います。</p> <p>以上です。</p>
石田会長	この件について、第 4 地区委員長より補足説明があればお願いします。

委員長	<p>当案件につきましては11月18日に第4地区委員及び事務局職員で現地調査を実施しました。結果については、事務局の説明のとおりであり、転用はやむを得ないものと判断しております。</p> <p>以上です。</p>
石田会長	<p>これより利用権設定関係1番について質疑に入ります。</p>
委員	<p>(なしの声)</p>
石田会長	<p>これにて質疑を終了いたします。</p> <p>これより議案第2号利用権設定関係1番について採決します。</p> <p>本案は、原案のとおり決するにご異議ありませんか。</p>
委員	<p>(異議なしの声)</p>
石田会長	<p>ご異議なしと認めます。よって本案は、原案のとおり決しました。</p> <p>次に議案第3号「農業経営基盤強化促進法第15条第4項の規定による農用地利用集積計画の要請について」を議題とします。</p> <p>所有権移転関係1番について、提案理由の説明を求めます。</p> <p>片山主事。</p>
片山主事	<p>議案第3号「農業経営基盤強化促進法第15条第4項の規定による農用地利用集積計画の予定について」農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）第15条第4項の規定により、下記のとおり大空町長に対し、農用地利用集積計画を定めるよう要請することについて審議を求める。令和2年12月22日提出 大空町農業委員会会長 石田正俊。</p> <p><b>【議案第3号所有権移転関係1番朗読】</b></p> <p>この件につきましては、新規の案件となります。図面につきましては、8ページとなります。</p> <p>11月10日に第2地区農業委員さんにより、あっせん会が行われております。</p> <p>また、農業経営基盤強化促進法第18条第3項にすべて適合していることを確認しております。</p> <p>譲受人の経営面積は、議案に掲載する農地を含め67.5ha、労働力は3人です。</p> <p>以上でございます。</p>



石田会長	この件について、第2地区委員長より補足説明があればお願いします。
委員長	<p>当案件につきましては、ただ今の事務局の説明のとおりです。</p> <p>第2地区農業委員により11月10日にあっせん会を開催しております。</p> <p>譲受人については、意欲的に営農しており、今までの作付け、利用形態が変わるものではなく、周辺農地への影響はないと思われま。</p> <p>以上です。</p>
石田会長	これより所有権移転関係1番について質疑に入ります。
委員	(なしの声)
石田会長	<p>これにて質疑を終了いたします。</p> <p>これより議案第3号所有権移転関係1番について採決します。</p> <p>本案は、原案のとおり決するにご異議ありませんか。</p>
委員	(異議なしの声)
石田会長	<p>ご異議なしと認めます。よって本案は、原案のとおり決しました。</p> <p>次に利用権設定関係1番及び2番について、貸主が同一ですので、一括して提案理由の説明を求めます。</p> <p>片山主事。</p>
片山主事	<p><b>【議案第3号利用権設定関係1番及び2番朗読】</b></p> <p>1番から2番については、貸主の規模縮小に伴い新規に賃貸借を設定するものです。</p> <p>12月11日に第3地区農業委員さんにより、あっせん会が行われております。図面については、1番については9ページ、2番については10ページのとおりです。</p> <p>また、農業経営基盤強化促進法第18条第3項にすべて適合していることを確認しております。</p> <p>以上でございます。</p>
石田会長	この件について、第3地区委員長より補足説明があればお願いします。

委員長	<p>当案件につきましては、ただ今の事務局の説明のとおりです。</p> <p>第3地区農業委員により12月11日にあっせん会を開催しております。</p> <p>借主については、意欲的に営農しており、今までの作付け、利用形態が変わるものではなく、周辺農地への影響はないと思われま</p> <p>以上です。</p>
石田会長	<p>これより利用権設定関係1番及び2番について質疑に入ります。</p>
委員	<p>(なしの声)</p>
石田会長	<p>これにて質疑を終了いたします。</p> <p>これより議案第3号利用権設定関係1番及び2番について採決します。</p> <p>本案は、原案のとおり決するにご異議ありませんか。</p>
委員	<p>(異議なしの声)</p>
石田会長	<p>ご異議なしと認めます。よって本案は、原案のとおり決しました。</p> <p>次に利用権設定関係3番について、提案理由の説明を求めます。</p> <p>片山主事。</p>
片山主事	<p><b>【議案第3号利用権設定関係3番朗読】</b></p> <p>この件につきましては、借主の経営移譲に伴うもので、借主の父が契約していた残期間を同一条件で再契約する案件となります。</p> <p>また、農業経営基盤強化促進法第18条第3項にすべて適合していることを確認しております。</p> <p>借主の経営面積は、議案第1号利用権設定関係2番で説明したとおりです。</p> <p>以上でございます。</p>
石田会長	<p>この件について、第1地区委員長より補足説明があればお願いします。</p>
委員長	<p>当案件につきましては、ただ今の事務局の説明のとおりです。</p> <p>借主の父が契約していた残期間を同一条件で賃貸借するものです。</p> <p>借主については、意欲的に営農しており、今までの作付け、利用形態が変わるものではなく、周辺農地への影響はないと思われま</p>

	<p>以上です。</p>
石田会長	<p>これより利用権設定関係 3 番について質疑に入ります。</p>
委員	<p>(なしの声)</p>
石田会長	<p>これにて質疑を終了いたします。 これより議案第 3 号利用権設定関係 3 番について採決します。 本案は、原案のとおり決するにご異議ありませんか。</p>
委員	<p>(異議なしの声)</p>
石田会長	<p>ご異議なしと認めます。よって本案は、原案のとおり決しました。 次に利用権設定関係 4 番について、提案理由の説明を求めます。 片山主事。</p>
片山主事	<p><b>【議案第 3 号利用権設定関係 4 番朗読】</b> この件につきましては、借主の経営移譲に伴うもので、借主の父が契約していた残期間を同一条件で再契約する案件となります。 また、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項にすべて適合していることを確認しております。 借主の経営面積は、議案第 1 号利用権設定関係 5 番で説明したとおりです。 以上でございます。</p>
石田会長	<p>この件について、第 3 地区委員長より補足説明があればお願いします。</p>
委員長	<p>当案件につきましては、ただ今の事務局の説明のとおりです。 借主の父が契約していた残期間を同一条件で賃貸借するものです。 借主については、意欲的に営農しており、今までの作付け、利用形態が変わるものではなく、周辺農地への影響はないと思われます。 以上です。</p>
石田会長	<p>これより利用権設定関係 4 番について質疑に入ります。</p>
委員	<p>(なしの声)</p>

石田会長	これにて質疑を終了いたします。 これより議案第3号利用権設定関係4番について採決します。 本案は、原案のとおり決するにご異議ありませんか。
委員	(異議なしの声)
石田会長	ご異議なしと認めます。よって本案は、原案のとおり決しました。 次に利用権設定関係5番及び6番について、借主が同一ですので、一括して提案理由の説明を求めます。 片山主事。
片山主事	<b>【議案第3号利用権設定関係5番及び6番朗読】</b> この件につきましては、借主の経営移譲に伴うもので、借主の父が契約していた残期間を同一条件で再契約する案件となります。 また、農業経営基盤強化促進法第18条第3項にすべて適合していることを確認しております。 借主の経営面積は、議案第1号利用権設定関係12番で説明したとおりです。 以上でございます。
石田会長	この件について、第4地区委員長より補足説明があればお願いします。
委員長	当案件につきましては、ただ今の事務局の説明のとおりです。 借主の父が契約していた残期間を同一条件で賃貸借するものです。 借主については、意欲的に営農しており、今までの作付け、利用形態が変わるものではなく、周辺農地への影響はないと思われます。 以上です。
石田会長	これより利用権設定関係5番及び6番について質疑に入ります。
委員	(なしの声)
石田会長	これにて質疑を終了いたします。 これより議案第3号利用権設定関係5番及び6番について採決します。 本案は、原案のとおり決するにご異議ありませんか。

委員	(異議なしの声)
石田会長	ご異議なしと認めます。よって本案は、原案のとおり決しました。次に利用権設定関係7番について、提案理由の説明を求めます。片山主事。
片山主事	<p>【議案第3号利用権設定関係7番朗読】</p> <p>この件につきましては、借主の経営移譲に伴うもので、借主の父が契約していた残期間を同一条件で再契約する案件となります。</p> <p>また、農業経営基盤強化促進法第18条第3項にすべて適合していることを確認しております。</p> <p>借主の経営面積は、議案第1号利用権設定関係16番で説明したとおりです。</p> <p>以上でございます。</p>
石田会長	この件について、第5地区委員長より補足説明があればお願いします。
委員長	<p>当案件につきましては、ただ今の事務局の説明のとおりです。</p> <p>借主の父が契約していた残期間を同一条件で賃貸借するものです。</p> <p>借主については、意欲的に営農しており、今までの作付け、利用形態が変わるものではなく、周辺農地への影響はないと思われま</p> <p>以上です。</p>
石田会長	これより利用権設定関係7番について質疑に入ります。
委員	(なしの声)
石田会長	<p>これにて質疑を終了いたします。</p> <p>これより議案第3号利用権設定関係7番について採決します。</p> <p>本案は、原案のとおり決するにご異議ありませんか。</p>
委員	(異議なしの声)
石田会長	<p>ご異議なしと認めます。よって本案は、原案のとおり決しました。</p> <p>次に利用権設定関係8番及び9番について、借主が同一ですので、一括して提案理由の説明を求めます。</p> <p>片山主事。</p>

片山主事	<p>【議案第3号利用権設定関係8番及び9番朗読】</p> <p>この件につきましては、借主の経営移譲に伴うもので、借主の父が契約していた残期間を同一条件で再契約する案件となります。</p> <p>また、農業経営基盤強化促進法第18条第3項にすべて適合していることを確認しております。</p> <p>借主の経営面積は、議案第1号利用権設定関係15番で説明したとおりです。</p> <p>以上でございます。</p>
石田会長	<p>この件について、第5地区委員長より補足説明があればお願いします。</p>
委員長	<p>当案件につきましては、ただ今の事務局の説明のとおりです。</p> <p>借主の父が契約していた残期間を同一条件で賃貸借するものです。</p> <p>借主については、意欲的に営農しており、今までの作付け、利用形態が変わるものではなく、周辺農地への影響はないと思われま</p> <p>以上です。</p>
石田会長	<p>これより利用権設定関係8番及び9番について質疑に入ります。</p>
委員	<p>(なしの声)</p>
石田会長	<p>これにて質疑を終了いたします。</p> <p>これより議案第3号利用権設定関係8番及び9番について採決します。</p> <p>本案は、原案のとおり決するにご異議ありませんか。</p>
委員	<p>(異議なしの声)</p>
石田会長	<p>ご異議なしと認めます。よって本案は、原案のとおり決しました。</p> <p>次に利用権設定関係10番について、提案理由の説明を求めます。</p> <p>片山主事。</p>
片山主事	<p>【議案第3号利用権設定関係10番朗読】</p> <p>10番以降については、全件更新の案件となります。</p> <p>また、農業経営基盤強化促進法第18条第3項にすべて適合していることを確認しております。</p> <p>借主の経営面積は、議案に掲載している農地を含め、48.0ha、労</p>

	<p>働力は1人です。 以上でございます。</p>
石田会長	<p>これより利用権設定関係10番について質疑に入ります。</p>
委員	<p>(なしの声)</p>
石田会長	<p>これにて質疑を終了いたします。</p>
委員	<p>これより議案第3号利用権設定関係10番について採決します。 本案は、原案のとおり決するにご異議ありませんか。</p>
石田会長	<p>(異議なしの声)</p>
石田会長	<p>ご異議なしと認めます。よって本案は、原案のとおり決しました。 次に利用権設定関係11番及び12番について、貸主が同一ですので、一括して提案理由の説明を求めます。 片山主事。</p>
片山主事	<p><b>【議案第3号利用権設定関係11番及び12番朗読】</b> 11番の借主の経営面積は、議案に掲載している農地を含め、48.0ha、労働力は1人です。 12番の借主の経営面積は、議案に掲載している農地を含め、36.3ha、労働力は2人です。 以上でございます。</p>
石田会長	<p>これより利用権設定関係11番及び12番について質疑に入ります。</p>
委員	<p>(なしの声)</p>
石田会長	<p>これにて質疑を終了いたします。 これより議案第3号利用権設定関係11番及び12番について採決します。 本案は、原案のとおり決するにご異議ありませんか。</p>
委員	<p>(異議なしの声)</p>
石田会長	<p>ご異議なしと認めます。よって本案は、原案のとおり決しました。</p>

<p>片山主事</p>	<p>次に利用権設定関係 1 3 番及び 1 4 番について、貸主が同一ですので、一括して提案理由の説明を求めます。 片山主事。</p> <p><b>【議案第 3 号利用権設定関係 1 3 番及び 1 4 番朗読】</b> 1 3 番の借主の経営面積は、議案に掲載している農地を含め、3 6. 3 ha、労働力は 2 人です。 1 4 番の借主の経営面積は、議案に掲載している農地を含め、4 3. 7 ha、労働力は 2 人です。 以上でございます。</p>
<p>石田会長</p>	<p>これより利用権設定関係 1 3 番及び 1 4 番について質疑に入ります。</p>
<p>委員</p>	<p>(なしの声)</p>
<p>石田会長</p>	<p>これにて質疑を終了いたします。 これより議案第 3 号利用権設定関係 1 3 番及び 1 4 番について採決します。 本案は、原案のとおり決するにご異議ありませんか。</p>
<p>委員</p>	<p>(異議なしの声)</p>
<p>石田会長</p>	<p>ご異議なしと認めます。よって本案は、原案のとおり決しました。 次に利用権設定関係 1 5 番及び 1 6 番について、貸主が同一ですので、一括して提案理由の説明を求めます。 片山主事。</p>
<p>片山主事</p>	<p><b>【議案第 3 号利用権設定関係 1 5 番及び 1 6 番朗読】</b> 1 5 番の借主の経営面積は、議案に掲載している農地を含め、3 2. 2 ha、労働力は 2 人です。 1 6 番の借主の経営面積は、議案に掲載している農地を含め、2 4. 2 ha、労働力は 4 人です。 以上でございます。</p>
<p>石田会長</p>	<p>これより利用権設定関係 1 5 番及び 1 6 番について質疑に入ります。</p>



委員	(なしの声)
石田会長	これにて質疑を終了いたします。 これより議案第3号利用権設定関係15番及び16番について採決 します。 本案は、原案のとおり決するにご異議ありませんか。
委員	(異議なしの声)
石田会長	ご異議なしと認めます。よって本案は、原案のとおり決しました。 次に利用権設定関係17番について、提案理由の説明を求めます。 片山主事。
片山主事	<b>【議案第3号利用権設定関係17番朗読】</b> 借主の経営面積は、議案に掲載している農地を含め、25.2ha、労 働力は4人です。 以上でございます。
石田会長	これより利用権設定関係17番について質疑に入ります。
委員	(なしの声)
石田会長	これにて質疑を終了いたします。 これより議案第3号利用権設定関係17番について採決します。 本案は、原案のとおり決するにご異議ありませんか。
委員	(異議なしの声)
石田会長	ご異議なしと認めます。よって本案は、原案のとおり決しました。 次に利用権設定関係18番から20番までについて、貸主が同一で るので、一括して提案理由の説明を求めます。 片山主事。
片山主事	<b>【議案第3号利用権設定関係18番から20番朗読】</b> 18番の借主の経営面積は、議案に掲載している農地を含め、43. 8ha、労働力は2人です。 19番の借主の経営面積は、議案に掲載している農地を含め、33. 4ha、労働力は2人です。

	<p>20番の借主の経営面積は、議案に掲載している農地を含め、50.7ha、労働力は4人です。 以上でございます。</p>
石田会長	<p>これより利用権設定関係18番から20番までについて質疑に入ります。</p>
委員	<p>(なしの声)</p>
石田会長	<p>これにて質疑を終了いたします。 これより議案第3号利用権設定関係18番から20番までについて採決します。 本案は、原案のとおり決するにご異議ありませんか。</p>
委員	<p>(異議なしの声)</p>
石田会長	<p>ご異議なしと認めます。よって本案は、原案のとおり決しました。 次に利用権設定関係21番から23番までについて、貸主が同一ですので、一括して提案理由の説明を求めます。 片山主事。</p>
片山主事	<p><b>【議案第3号利用権設定関係21番から23番朗読】</b> 21番の借主の経営面積は、議案に掲載している農地を含め、26.2ha、労働力は3人です。 22番の借主の経営面積は、議案に掲載している農地を含め、37.7ha、労働力は4人です。 23番の借主の経営面積は、議案に掲載している農地を含め、30.4ha、労働力は1人です。 以上でございます。</p>
石田会長	<p>これより利用権設定関係21番から23番までについて質疑に入ります。</p>
委員	<p>(なしの声)</p>
石田会長	<p>これにて質疑を終了いたします。 これより議案第3号利用権設定関係21番から23番までについて採決します。</p>

委員	<p>本案は、原案のとおり決するにご異議ありませんか。</p> <p>(異議なしの声)</p>
石田会長	<p>ご異議なしと認めます。よって本案は、原案のとおり決しました。次に利用権設定関係 24 番から 26 番までについて、借主が同一ですので、一括して提案理由の説明を求めます。</p> <p>片山主事。</p>
片山主事	<p><b>【議案第 3 号利用権設定関係 24 番から 26 番朗読】</b></p> <p>借主の経営面積は、議案に掲載している農地を含め、39.2ha、労働力は 2 人です。</p> <p>以上でございます。</p>
石田会長	<p>これより利用権設定関係 24 番から 26 番までについて質疑に入ります。</p>
委員	<p>(なしの声)</p>
石田会長	<p>これにて質疑を終了いたします。</p> <p>これより議案第 3 号利用権設定関係 24 番から 26 番までについて採決します。</p> <p>本案は、原案のとおり決するにご異議ありませんか。</p>
委員	<p>(異議なしの声)</p>
石田会長	<p>ご異議なしと認めます。よって本案は、原案のとおり決しました。次に利用権設定関係 27 番について、提案理由の説明を求めます。</p> <p>片山主事。</p>
片山主事	<p><b>【議案第 3 号利用権設定関係 27 番朗読】</b></p> <p>借主の経営面積は、議案に掲載している農地を含め、55.0ha です。</p> <p>以上でございます。</p>
石田会長	<p>これより利用権設定関係 27 番について質疑に入ります。</p>
委員	<p>(なしの声)</p>

石田会長	これにて質疑を終了いたします。 これより議案第3号利用権設定関係27番について採決します。 本案は、原案のとおり決するにご異議ありませんか。
委員	(異議なしの声)
石田会長	ご異議なしと認めます。よって本案は、原案のとおり決しました。 次に利用権設定関係28番について、提案理由の説明を求めます。 片山主事。
片山主事	<b>【議案第3号利用権設定関係28番朗読】</b> 借主の経営面積は、議案に掲載している農地を含め、33.0ha、労働力は3人です。
石田会長	これより利用権設定関係28番について質疑に入ります。
委員	(なしの声)
石田会長	これにて質疑を終了いたします。 これより議案第3号利用権設定関係28番について採決します。 本案は、原案のとおり決するにご異議ありませんか。
委員	(異議なしの声)
石田会長	ご異議なしと認めます。よって本案は、原案のとおり決しました。 ここで「農業委員会等に関する法律第31条第1項」の規定により 〇〇委員の退席を求めます。 暫時休憩とします。  (〇〇委員 退席)
石田会長	休憩前に引き続き、会議を再開します。 次に、利用権設定関係29番について、提案理由の説明を求めます。 片山主事。
片山主事	<b>【議案第3号利用権設定関係29番朗読】</b> 借主の経営面積は、議案に掲載している農地を含め、16.8ha、労働力は3人です。

	<p>働力は3人です。 以上でございます。</p>
石田会長	<p>これより利用権設定関係29番について質疑に入ります。</p>
委員	<p>(なしの声)</p>
石田会長	<p>これにて質疑を終了いたします。 これより議案第3号利用権設定関係29番について採決します。 本案は、原案のとおり決するにご異議ありませんか。</p>
委員	<p>(異議なしの声)</p>
石田会長	<p>ご異議なしと認めます。よって本案は、原案のとおり決しました。 暫時休憩とします。</p> <p>(〇〇委員 着席)</p>
石田会長	<p>休憩前に引き続き、会議を再開します。 次に利用権設定関係30番から34番までについて、貸主が同一です ので、一括して提案理由の説明を求めます。 片山主事。</p>
片山主事	<p><b>【議案第3号利用権設定関係30番から34番朗読】</b> 30番の借主の経営面積は、議案に掲載している農地を含め、16.3ha、労働力は2人です。 31番の借主の経営面積は、議案に掲載している農地を含め、18.4ha、労働力は3人です。 32番の借主の経営面積は、議案に掲載している農地を含め、18.7ha、労働力は2人です。 33番の借主の経営面積は、議案に掲載している農地を含め、30.2ha、労働力は4人です。 34番の借主の経営面積は、議案に掲載している農地を含め、23.8ha、労働力は4人です。 以上でございます。</p>
石田会長	<p>これより利用権設定関係30番から34番までについて質疑に入ります。</p>

委員	(なしの声)
石田会長	これにて質疑を終了いたします。 これより議案第3号利用権設定関係30番から34番までについて採決します。 本案は、原案のとおり決するにご異議ありませんか。
委員	(異議なしの声)
石田会長	ご異議なしと認めます。よって本案は、原案のとおり決しました。 次に利用権設定関係35番について、提案理由の説明を求めます。 片山主事。
片山主事	<b>【議案第3号利用権設定関係35番朗読】</b> 借主の経営面積は、議案に掲載している農地を含め、27.1ha、労働力は4人です。 以上でございます。
石田会長	これより利用権設定関係35番について質疑に入ります。
委員	(なしの声)
石田会長	これにて質疑を終了いたします。 これより議案第3号利用権設定関係35番について採決します。 本案は、原案のとおり決するにご異議ありませんか。
委員	(異議なしの声)
石田会長	ご異議なしと認めます。よって本案は、原案のとおり決しました。 次に利用権設定関係36番及び37番について、貸主が同一ですので、一括して提案理由の説明を求めます。 片山主事。
片山主事	<b>【議案第3号利用権設定関係36番及び37番朗読】</b> 36番の借主の経営面積は、議案に掲載している農地を含め、24.2ha、労働力は2人です。 37番の借主の経営面積は、議案に掲載している農地を含め、28.6ha、労働力は4人です。

	<p>以上でございます。</p>
石田会長	<p>これより利用権設定関係 36 番及び 37 番について質疑に入ります。</p>
委員	<p>(なしの声)</p>
石田会長	<p>これにて質疑を終了いたします。 これより議案第 3 号利用権設定関係 36 番及び 37 番について採決します。 本案は、原案のとおり決するにご異議ありませんか。</p>
委員	<p>(異議なしの声)</p>
石田会長	<p>ご異議なしと認めます。よって本案は、原案のとおり決しました。 次に利用権設定関係 38 番及び 39 番について、貸主が同一ですので、一括して提案理由の説明を求めます。 片山主事。</p>
片山主事	<p><b>【議案第 3 号利用権設定関係 38 番及び 39 番朗読】</b> 38 番の借主の経営面積は、議案に掲載している農地を含め、17.6 ha、労働力は 4 人です。 39 番の借主の経営面積は、議案に掲載している農地を含め、14.4 ha、労働力は 1 人です。 以上でございます。</p>
石田会長	<p>これより利用権設定関係 38 番及び 39 番について質疑に入ります。</p>
委員	<p>(なしの声)</p>
石田会長	<p>これにて質疑を終了いたします。 これより議案第 3 号利用権設定関係 38 番及び 39 番について採決します。 本案は、原案のとおり決するにご異議ありませんか。</p>
委員	<p>(異議なしの声)</p>

石田会長	ご異議なしと認めます。よって本案は、原案のとおり決しました。次に利用権設定関係40番について、提案理由の説明を求めます。片山主事。
片山主事	<p>【議案第3号利用権設定関係40番朗読】</p> <p>40番の借主の経営面積は、議案に掲載している農地を含め、29.4ha、労働力は3人です。</p> <p>以上でございます。</p>
石田会長	これより利用権設定関係40番について質疑に入ります。
委員	(なしの声)
石田会長	これにて質疑を終了いたします。これより議案第3号利用権設定関係40番について採決します。本案は、原案のとおり決するにご異議ありませんか。
委員	(異議なしの声)
石田会長	ご異議なしと認めます。よって本案は、原案のとおり決しました。次に利用権設定関係41番から43番までについて、借主が同一ですので、一括して提案理由の説明を求めます。片山主事。
片山主事	<p>【議案第3号利用権設定関係41番から43番朗読】</p> <p>借主の経営面積は、議案に掲載している農地を含め、40.9ha、労働力は5人です。</p> <p>以上でございます。</p>
石田会長	これより利用権設定関係41番から43番までについて質疑に入ります。
委員	(なしの声)
石田会長	これにて質疑を終了いたします。これより議案第3号利用権設定関係41番から43番までについて採決します。本案は、原案のとおり決するにご異議ありませんか。



委員	(異議なしの声)
石田会長	<p>ご異議なしと認めます。よって本案は、原案のとおり決しました。次に利用権設定関係 4 4 番及び 4 5 番について、貸主が同一ですので、一括して提案理由の説明を求めます。</p> <p>片山主事。</p>
片山主事	<p><b>【議案第 3 号利用権設定関係 4 4 番から 4 5 番朗読】</b></p> <p>4 5 番の借主の経営面積は、議案に掲載している農地を含め、2 4. 1 ha、労働力は 3 人です。</p> <p>4 6 番の借主の経営面積は、議案に掲載している農地を含め、2 0. 3 ha、労働力は 3 人です。</p> <p>以上でございます。</p>
石田会長	<p>これより利用権設定関係 4 4 番及び 4 5 番について質疑に入ります。</p>
委員	(なしの声)
石田会長	<p>これにて質疑を終了いたします。</p> <p>これより議案第 3 号利用権設定関係 4 4 番及び 4 5 番について採決します。</p> <p>本案は、原案のとおり決するにご異議ありませんか。</p>
委員	(異議なしの声)
石田会長	<p>ご異議なしと認めます。よって本案は、原案のとおり決しました。次に利用権設定関係 4 6 番について、提案理由の説明を求めます。</p> <p>片山主事。</p>
片山主事	<p><b>【議案第 3 号利用権設定関係 4 6 番朗読】</b></p> <p>借主の経営面積は、議案に掲載している農地を含め、2 1. 1 ha、労働力は 3 人です。</p> <p>以上でございます。</p>
石田会長	<p>これより利用権設定関係 4 6 番について質疑に入ります。</p>
委員	(なしの声)

石田会長	これにて質疑を終了いたします。 これより議案第3号利用権設定関係46番について採決します。 本案は、原案のとおり決するにご異議ありませんか。
委員	(異議なしの声)
石田会長	ご異議なしと認めます。よって本案は、原案のとおり決しました。 次に利用権設定関係47番について、提案理由の説明を求めます。 片山主事。
片山主事	<b>【議案第3号利用権設定関係47番朗読】</b> 借主の経営面積は、議案に掲載している農地を含め、39.2ha、労働力は4人です。 以上でございます。
石田会長	これより利用権設定関係47番について質疑に入ります。
委員	(なしの声)
石田会長	これにて質疑を終了いたします。 これより議案第3号利用権設定関係47番について採決します。 本案は、原案のとおり決するにご異議ありませんか。
委員	(異議なしの声)
石田会長	ご異議なしと認めます。よって本案は、原案のとおり決しました。 次に議案第4号「農業経営基盤強化促進法第16条の規定による買入協議の要請について」を議題とします。 1番について、提案理由の説明を求めます。 片山主事。
片山主事	議案第4号「農業経営基盤強化促進法第16条の規定による買入協議の要請について」農業経営基盤強化促進法(昭和55年法律第65号)第15条第1項及び同条第2項に基づく調整を行った結果、農地保有合理化法人による買入れが必要であると認め、下記のとおり大空町長に対し買入協議の通知をするよう要請することについて審議を求める。令和2年12月22日提出 大空町農業委員会会長 石田正俊。

	<p><b>【議案第4号1番説明朗読】</b></p> <p>この件につきまして、申出者が貸付していた農地を借主である〇〇氏に売買するものです。</p> <p>申出者よりあっせんの申し出を受け、第3地区農業委員さんにより12月11日にあっせん会を行っております。〇〇氏が公社からの買受け予定者になります。買受け予定者の経営面積は、24.6haです。</p> <p>あっせんによる売買価格は、10a当たり畑が20万円、総額1,542万円です。</p> <p>あっせんの結果、買受け希望者において売買価格の負担も大きいので農地売買支援事業を活用し、経営の体力をつけてから購入したいとのことで、買入協議の要請が適当となりました。図面は11ページに掲載しております。</p> <p>以上でございます。</p>
石田会長	<p>この件について、第3地区委員長より補足説明があればお願いします。</p>
委員長	<p>この案件につきまして、申し出のあった農用地の利用調整を図りましたが協議が整わず、5年間農地保有合理化法人に保有していただき、その後買い入すれることが適当と判断しました。</p> <p>以上です。</p>
石田会長	<p>これより1番について質疑に入ります。</p>
委員	<p>(なしの声)</p>
石田会長	<p>これにて質疑を終了いたします。</p> <p>これより1番について採決します。</p> <p>本案は、原案のとおり決するにご異議ありませんか。</p>
委員	<p>(異議なしの声)</p>
石田会長	<p>ご異議なしと認めます。よって本案は、原案のとおり決しました。</p> <p>次に、2番について、提案理由の説明を求めます。</p> <p>片山主事。</p>
片山主事	<p><b>【議案第4号2番説明朗読】</b></p> <p>この件につきまして、申出者が貸付していた農地を借主である〇〇</p>

	<p>氏に売買するものです。</p> <p>申出者よりあっせんの申し出を受け、第5地区農業委員さんにより11月6日にあっせん会を行っております。〇〇氏が公社からの買受け予定者になります。買受け予定者の経営面積は、22.2haです。</p> <p>あっせんによる売買価格は、10a当たり田が36万円、畑が23万円、総額1,525万円です。</p> <p>あっせんの結果、買受け希望者において売買価格の負担も大きいので農地売買支援事業を活用し、経営の体力をつけてから購入したいとのことで、買入協議の要請が適当となりました。図面は12ページに掲載しております。</p> <p>以上でございます。</p>
石田会長	<p>この件について、第5地区委員長より補足説明があればお願いします。</p>
委員長	<p>この案件につきまして、申し出のあった農用地の利用調整を図りましたが協議が整わず、5年間農地保有合理化法人に保有していただき、その後買い入すれることが適当と判断しました。</p> <p>以上です。</p>
石田会長	<p>これより2番について質疑に入ります。</p>
委員	<p>(なしの声)</p>
石田会長	<p>これにて質疑を終了いたします。</p> <p>これより2番について採決します。</p> <p>本案は、原案のとおり決するにご異議ありませんか。</p>
委員	<p>(異議なしの声)</p>
石田会長	<p>ご異議なしと認めます。よって本案は、原案のとおり決しました。</p> <p>次に議案第5号「農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について」を議題とします。</p> <p>利用権設定関係1番及び2番について、貸主が同一ですので、一括して提案理由の説明を求めます。</p> <p>片山主事。</p>
片山主事	<p>議案第4号「農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による</p>

	<p>農用地利用集積計画の決定について」農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）第18条第1項の規定により、大空町より決定を求められた下記の農用地利用集積計画について、議決を求める。令和2年12月22日提出 大空町農業委員会会長 石田正俊。</p> <p>【議案第5号利用権設定関係1番及び2番朗読】</p> <p>1番は、借主の経営移譲に伴うもので、借主の父が契約していた残期間を同一条件で再契約する案件となります。</p> <p>2番は、9月の総会で買入協議、10月の総会で利用集積の決定の議決を頂いた案件です。詳細はその際に説明しましたので、今回は省略いたします。</p> <p>以上でございます。</p>
石田会長	<p>これより議案第5号利用権設定関係1番及び2番について質疑に入ります。</p>
委員	<p>(なしの声)</p>
石田会長	<p>これにて質疑を終了いたします。</p> <p>これより議案第5号利用権設定関係1番及び2番について採決します。</p> <p>本案は、原案のとおり決するにご異議ありませんか。</p>
委員	<p>(異議なしの声)</p>
石田会長	<p>ご異議なしと認めます。よって本案は、原案のとおり決しました。</p> <p>次に議案第6号「農地中間管理事業の推進に関する法律の規定による農用地利用配分計画（案）に対する意見の決定について」を議題とします。</p> <p>利用権設定関係1番について提案理由の説明を求めます。</p> <p>片山主事。</p>
片山主事	<p>議案第6号「農地中間管理事業の推進に関する法律の規定による農用地利用配分計画（案）に対する意見の決定について」農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）第19条第3項の規定により、大空町より意見を求められた下記の農用地利用配分計画（案）の意見聴取について、議決を求める。令和2年12月22日提出 大空町農業委員会会長 石田正俊</p>

	<p><b>【議案第6号利用権設定関係1番朗読】</b></p> <p>この件につきましては、借主の経営移譲に伴うもので、借主の父が契約していた残期間を同一条件で再契約する案件となります。</p> <p>以上です。</p>
石田会長	これより利用権設定関係1番について質疑に入ります。
委員	(なしの声)
石田会長	これにて質疑を終了いたします。
	これより議案第6号利用権設定関係1番について採決します。
	本案は、原案のとおり決するにご異議ありませんか。
委員	(異議なしの声)
石田会長	ご異議なしと認めます。よって本案は、原案のとおり決しました。
	議案第7号「土地の現況証明願いについて」を議題とします。
	1番について、提案理由の説明を求めます。
	片山主事。
片山主事	<p>議案第7号「土地の現況証明願いについて」土地の現況証明に関する規定に基づき、下記のとおり申請書の提出があったので、その適否について審議を求める。令和2年12月22日提出 大空町農業委員会会長 石田正俊。</p>
	<p><b>【議案第7号1番朗読】</b></p> <p>この件につきましては、12月11日に第3地区の農業委員さんに現地調査していただいております。</p> <p>申請地は、雑種地となっており、農地採草放牧地以外であることを確認していただいております。</p> <p>なお、図面につきましては13ページに掲載しておりますので、ご参照願います。</p> <p>以上でございます。</p>
石田会長	この件について、第3地区委員長より補足説明があればお願いします。
委員長	当案件につきましては、12月11日に第3地区委員及び事務局職

	員で現地調査を実施しましたが、結果については、事務局の説明のとおりです。
石田会長	これより1番について質疑に入ります。
委員	(なしの声)
石田会長	これにて質疑を終了いたします。 これより議案第7号1番について採決します。 本案は、原案のとおり決するにご異議ありませんか。
委員	(異議なしの声)
石田会長	ご異議なしと認めます。よって本案は、原案のとおり決しました。 次に2番について、提案理由の説明を求めます。 片山主事。
片山主事	<b>【議案第7号2番朗読】</b> この件につきましては、11月13日に第3地区の農業委員に現地調査していただいております。 申請地は、雑種地となっており、農地採草放牧地以外であることを確認していただいております。 なお、図面につきましては14ページに掲載しておりますので、ご参照願います。 以上でございます。
石田会長	この件について、第3地区委員長より補足説明があればお願いします。
委員長	当案件につきましては11月13日に第3地区委員及び事務局職員で現地調査を実施しましたが、結果については、事務局の説明のとおりです。
石田会長	これより2番について質疑に入ります。
委員	(なしの声)
石田会長	これにて質疑を終了いたします。

委員	<p>これより議案第7号2番について採決します。          本案は、原案のとおり決するにご異議ありませんか。          (異議なしの声)</p>
石田会長	<p>ご異議なしと認めます。よって本案は、原案のとおり決しました。          次に3番について、提案理由の説明を求めます。          片山主事。</p>
片山主事	<p><b>【議案第7号3番朗読】</b>          この件につきましては、12月11日に第3地区の農業委員に現地調査していただいております。          申請地は、雑種地となっており、農地採草放牧地以外であることを確認していただいております。          なお、図面につきましては15ページに掲載しておりますので、ご参照願います。          以上でございます。</p>
石田会長	<p>この件について、第3地区委員長より補足説明があればお願いします。</p>
委員長	<p>当案件につきましては、12月11日に第3地区委員及び事務局職員で現地調査を実施しましたが、結果については、事務局の説明のとおりです。</p>
石田会長	<p>これより3番について質疑に入ります。</p>
委員	<p>(なしの声)</p>
石田会長	<p>これにて質疑を終了いたします。          これより議案第7号3番について採決します。          本案は、原案のとおり決するにご異議ありませんか。</p>
委員	<p>(異議なしの声)</p>
石田会長	<p>ご異議なしと認めます。よって本案は、原案のとおり決しました。          次に4番について、提案理由の説明を求めます。          片山主事。</p>



片山主事	<p><b>【議案第7号4番朗読】</b></p> <p>この件につきましては、11月18日に第4地区の農業委員に現地調査していただいております。</p> <p>申請地は、通路敷地及び倉庫敷地となっており、農地採草放牧地以外であることを確認していただいております。</p> <p>なお、図面につきましては16ページに掲載しておりますので、ご参照願います。</p> <p>以上でございます。</p>
石田会長	<p>この件について、第4地区委員長より補足説明があればお願いします。</p>
委員長	<p>当案件につきましては、11月18日に第4地区委員及び事務局職員で現地調査を実施しましたが、結果については、事務局の説明のとおりです。</p>
石田会長	<p>これより4番について質疑に入ります。</p>
委員	<p>(なしの声)</p>
石田会長	<p>これにて質疑を終了いたします。</p> <p>これより議案第7号4番について採決します。</p> <p>本案は、原案のとおり決するにご異議ありませんか。</p>
委員	<p>(異議なしの声)</p>
石田会長	<p>ご異議なしと認めます。よって本案は、原案のとおり決しました。</p> <p>次に報告第1号「専決事項の報告について」を議題とします。</p> <p>事務局の説明を求めます。</p> <p>片山主事。</p>
片山主事	<p>報告第1号「専決事項の報告について」大空町農業委員会会議規則第18条の規定により、会長専決事項で処理した案件について次のとおり報告する 令和2年12月22日提出 大空町農業委員会会長 石田正俊。</p> <p><b>【報告第1号朗読】</b></p> <p>以上でございます。</p>

石田会長	この件について何かご意見ございませんか。
委員	(なしの声)
石田会長	次に報告第2号「大空町企業誘致委員会委員の選任報告について」を議題とします。 事務局の説明を求めます。 井上局長。
井上局長	報告第2号「大空町企業誘致委員会委員の選任報告について」大空町長より、大空町企業誘致委員会委員について2名の推薦依頼があったので、下記のとおり推薦したことを報告する。令和2年12月22日提出 大空町農業委員会会長 石田正俊。  【報告第2号説明】 以上ご報告申し上げます。
石田会長	この件について何かご意見ございませんか。
委員	(なしの声)
石田会長	次に報告第3号「大空町農業委員会事務局職員の任免について」を議題とします。 事務局の説明を求めます。 井上局長。
井上局長	報告第3号「大空町農業委員会事務局職員の任免について」大空町農業委員会事務局規程第3条の規定により、次のとおり事務局職員を任免したので報告する。令和2年12月22日提出 大空町農業委員会会長 石田正俊。  【報告第3号説明】 以上ご報告申し上げます。
石田会長	この件について何かご意見ございませんか。
委員	(なしの声)

石田会長	<p>以上をもちまして、本日の総会に付議された議案はすべて終了いたしました。</p> <p>これで総会を閉じます。ご苦労様でした。</p> <p style="text-align: right;">(午後 5 時 0 7 分)</p>
------	--